

第8回 総務文教委員会記録

1 日 時 平成29年12月8日(金) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 宮 澤 一 照

副 委 員 長 阿 部 幸 夫

委 員 横 尾 祐 子

委 員 佐 藤 栄 一

” 村 越 洋 一

” 霜 鳥 榮 之

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 植 木 茂

7 説明員 7名

市 長 入 村 明

総 務 課 長 久保田 哲 夫

企 画 政 策 課 長 松 岡 由 三

財 務 課 長 平 井 智 子

教 育 長 小 林 啓 一

こども教育課長 吉 越 哲 也

生涯学習課長 山 本 毅

8 事務局員 3名

局 長 岩 澤 正 明

係 長 池 田 清 人 (~11:23)

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

議案第75号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第76号 妙高市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第77号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第78号 妙高市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例議定について

議案第79号 妙高市立保育園条例及び妙高市立認定こども園条例の一部を改正する条例議定について

議案第83号 指定管理者の指定について(妙高市青少年学習施設)

議案第84号 指定管理者の指定について(新井運動公園、妙高市総合体育館、新井ペタンクコート、水夢ランドあらい、新井テニスコート、新井総合公園、新井総合公園野球場、新井総合公園テニスコート、新井総合公園陸上競技場、新井総合公園屋外球技場及び新井グリーンスポーツセンター)

議案第85号 指定管理者の指定について(妙高高原スポーツ公園、妙高高原スポーツ公園野球場、妙高高原スポーツ公園グラウンド、妙高高原体育館分館、赤倉体育センター、東赤倉テニスコート、池の平スポーツ広場及び妙高市オールシーズンシャンツェ)

議案第86号 指定管理者の指定について（妙高ふれあいパーク体育館、妙高ふれあいパークテニスコート、妙高ふれあいパーク野球場、妙高ふれあいパークグラウンド、妙高ふれあいパーク多目的広場、妙高ふれあいパークふれあい広場、大鹿克雪管理センター、関山コミュニティセンター、原通コミュニティセンター及び大鹿交流館）

議案第87号 指定管理者の指定について（妙高市杉野沢トレーニングセンター）

議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）

10 所管事務調査

村越洋一委員

- 1 妙高市図書館整備に関連して

霜島榮之委員

- 1 防災関係、避難所対応の見直しについて
- 2 公立中学校の制服の取り引き状況について
- 3 12月1日に衆院内閣委員会で可決した国家公務員給与3法案について
- 4 ヒバクシャ国際署名について
- 5 里山応援団（サトヤマン）について

宮澤一照委員

- 1 にいがた妙高はね馬国体について

○委員長（宮澤一照） ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第75号から議案第79号の条例関係5件、議案第83号から議案第87号の指定管理者の指定5件、議案第91号の所管事項の補正予算1件の合計11件であります。

議案第75号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 最初に、議案第75号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第75号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本条例は、平成29年3月、ことしの3月議会におきまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じて改正を行ったところでございますが、育児を行う職員の早出、遅出勤務の規定を要介護者を介護する職員に準用するための読みかえ規定がございます。この部分について今回改めまして県の参考条例が示されましたことから、それに合わせて改正を行うものでございます。なお、読みかえ規定で示している用語の改正のみでありまして、早出、遅出勤務の制度そのものを改正するものではありません。

以上、議案第75号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第75号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 読みかえということで、今度要介護も一緒に含めるということで、私は非常に職員の皆さんも助かるのではないかなというふうに思っているんですが、介護に関しては継続的な形が出てくると思うんですよ。その場合、それを取得する手続の仕方についてお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 請求する書類がございまして、それを出していただければ、中身は当然審査をさせていただきますが、許可をさせていただくという格好になります。なお、従前も介護する方に対する早出、遅出の仕組みはあったんですが、先ほどちょっと申し上げましたように、読みかえ規定をよりわかりやすい格好に今回変えたという格好になります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせてちょっとあれなんですけれども、毎回申請するのか、年1回とか、どういう形で申請をまとめるのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ある程度期間をまとめて申請をしていただく格好になります。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第75号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号 妙高市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第76号 妙高市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第76号 妙高市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正により、養子縁組里親が法律に明記されたことに伴う条例において引用している部分の改正及び雇用保険法等の一部を改正する法律や地方公務員の育児休業等に関する法律の改正にあわせ、非常勤職員の育児休業取得期間の延長を規定するものでございます。非常勤職員の育児休業につきましては、原則として子供が1歳になるまで取得可能であり、保育所に入ることを希望しているんですが、入れないという事情がある場合に限り、6カ月の延長が認められております。今回の改正によりましてさらに6カ月間、子供さんが2歳になるまでの再延長を可能とするため、改正をするものでございます。

以上議案第76号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第76号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第76号 妙高市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第77号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第77号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、消防団員数の減少傾向を踏まえ、今後も引き続き適切な団運営を維持するため、消防団員の定員の見直しを行うほか、処遇改善として報酬の見直しを行うことから、条例を改正するものでございます。

主な改正内容でございます。まず、定員でございますが、消防団員数が年々減少する中で今後も継続した消防団運営が行われるよう、現状の団員数を勘案した上で、消防ポンプ等を操作する人数をもとに見直しを行いました。具体的には、ポンプ操作を行う人数を基本といたしまして、小型動力ポンプが配備されている分団等は4人1組3班体制の12人、ポンプ車が配備されている分団等は5人1組3班体制の15人、小型動力ポンプとポンプ車の両方が配備されている分団等は、それぞれの人員を足した27人を基本的な人員数といたしまして、実際火災等があった場合に出勤できる人員が3割程度でも活動できるように見直しを行いました。現条例の定員1120名を1000名に見直します。

なお、現在の団員数が今ほど申し上げました基本的な人員数を超えている分団等につきましては、現在の団員数を定員として定めております。

続きまして、団員報酬につきまして申し上げます。団員数の減少に伴いまして、各団員に係る負担が大きくなってきております。これを考慮いたしまして、見直しを行うものでございます。年額報酬につきましては、県内20市の平均と比較いたしまして、分団長以下の階級では平均を約10%下回っているという現状にあります。平均に近づけるよう一律10%の引き上げ改定を行うものでございます。また、出勤報酬でございますが、実際に出勤していただいた団員に今まで以上に労が報われるように報酬の支払い基準の見直しを行うものでございます。

参考資料の新旧対照表がございます。その裏面の右側の現行をごらんいただきたいと思います。現行の運用では、出勤報酬は、火災、災害、訓練など全て1日4000円を上限に設定してございまして、実際の運用では4時間未満の

出動の場合は2000円、4時間を超えた場合は4000円、ここに明記していないんですが、会議につきましては、妙高市実費弁償に関する条例に準じまして1回1300円の報酬をお支払いいたしております。

表面に戻っていただきまして、左側の下段になりますが、改正の案でございます。現行の時間単位の運用から、時間によらず1日単位の運用といたしまして、出動区分ごとに報酬額を見直しました。さらに、項目を明記させていただきました。具体的には、火災、災害、捜索への出動は1日4000円、警戒、訓練への出動は1日3000円、器具置き場の除雪ですとか、県大会に向けたポンプ操法訓練などその他の出動は1日2000円、会議については現在と同額の1300円といたしました。これによりまして、現在の出動いただいている大半の時間数は4時間未満でございます。このことから、火災や災害出動では2倍、警戒や訓練などでは1.5倍の報酬を支払わせていただく格好になります。

以上、議案第77号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第77号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 確認なんですけども、団員報酬、日割りのほうなんですけども、時間単位から日単位といたしますか、1日、半日とあるんですけども、半日はおおむね4時間になるのかな、1日の場合はおおむねこのくらいか、余り細かい話はないんですけども、そういう単位でもって考えていっていいということでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 出動報酬ですよ。今までは、1回火災で出動していただいた場合に、4時間未満の場合は2000円、4時間を超えた場合は4000円という格好で支払いをさせていただいております。改正後は、出ていただければたとえ1時間でも4000円をお支払いするという考えです。日をまたいだ場合は、2日になりますので、8000円という考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 女性団員についてですが、本年も全国大会行って頑張ってくださいました。議場では、現在962人だったと思うんですけど、その中の女性団員は何人ぐらいおられますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 合計で23名でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） この女性団員はポンプ操法の大会に出られました。平日もし火災とかというのは出動するのでしょうか。それとも、そうでなくて警戒のときなのか、そういうまた実際のときの女性団員の職務、そういうのわかりましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） まず、訂正させてください。23名と申し上げましたが、25名でございます。基本的には現場のほうには直接出動じゃなくてですね、後ろから支えていただくということで、今はいろんな訓練のときに緊急蘇生ですとか、住民の皆さんに対して説明をさせていただいたりとか、後方支援が主な活動になります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 25名の中の団員ということでこの年額でしょうけど、トップの人は班長なのか、部長なのか、その職種を教えてください。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

- 総務課長（久保田哲夫） 女性部長さんがおられまして、階級的には分団長という格好になります。
- 委員長（宮澤一照） 横尾委員。
- 横尾委員（横尾祐子） いざとなったら災害という意味では女性の力も大だと思います。今後に向けても女性団員をふやすような方法を推奨していただきたいと思います。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 済みません、聞きそびれていまして。今団員不足の関係で特別消防団員数名いると思うんですけど、その特別消防団員の位置づけ、今改正になったこの位置づけの問題と、団員が今何人ほどおられるかお聞かせをいただきたいと思います。
- 委員長（宮澤一照） 総務課長。
- 総務課長（久保田哲夫） 現在37名の特別消防団員の方から活動していただいております。年報酬につきましては、特別消防団員には支給しないという規定になっておりますし、出動していただいた場合には出動報酬を出させていただきます格好になります。
- 委員長（宮澤一照） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 今ほど課長のほうから、県平均に近づけるように10%ほど上げたというお話をいただきました。団員不足ということもあるし、非常に妙高市というのは範囲が広いという状況もございます。一旦出動すると大変広いところを飛んで歩かなきゃいけないと。出動時間が長くなるような形になると思っっているんですね。報酬のほうも今回細分化されてきたんですが、今後もう少しこれらについて団員不足も考えて報酬を上げていくという考えあるのかお聞かせ願いたいと思います。
- 委員長（宮澤一照） 総務課長。
- 総務課長（久保田哲夫） 今回議決いただければ、現在よりも、年報酬につきましては、県内、全国的にそうなんですが、団員で今回認めていただいても妙高市の場合は2万2000円、それで県平均を若干上回るという状況であります。ですから、ほとんど団員の皆さんからはボランティアでやっていたような形になってしまうんですが、そこら辺はどこまで上げればというのがありますので、また近隣の状況を見ていく格好になると思っておりますし、今回出動報酬につきましては、県内のレベルでもかなり上位のほうに改定をさせていただきました。これにつきましても、また状況を見ながら必要であれば改定をさせていただきたいというふうに考えています。
- 委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。
これより討論を行います。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。
これより採決します。
- 議案第77号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。
よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号 妙高市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例議定について

- 委員長（宮澤一照） 次に、議案第78号 妙高市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例議定についてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） ただいま議題となりました議案第78号 妙高市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例議定について御説明申し上げます。

議案書の1枚目をごらんください。まず、第1条、基金を設置する目的でございます。この基金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条第2項の規定に基づいて交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金の一部を基金に積み立てることにより、同法施行令第14条第2項各号に規定する事業を計画的、かつ円滑に実施するため、新たに設置したいものでございます。

続きまして、第2条、積み立てでございます。基金に積み立てる金額は、予算に定める金額としたいものでございます。

続きまして、第3条、管理でございます。基金は、金融機関への貯金のほか、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと、また必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができることとしたいものでございます。

続きまして、第4条、運用益金の処理でございます。利子など基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れることとしたいものでございます。

続きまして、第5条、処分でございます。基金は、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、全額または一部を処分することができることとしたいものでございます。この規則で定める事業につきましては、2枚目の議案第78号参考の施行規則（案）をごらんください。第2条において、基金の処分に係る事業は、施行令第14条第2項各号に規定する事業のうち教育、スポーツ及び文化に関するものとし、具体的には過去に防衛省の補助等を活用して整備したスポーツ施設や文化施設、コミュニティー振興施設の管理運営経費の一部に計画的に充当してまいりたいものでございます。

また、1枚目にお戻りください。最後に、附則、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行したいものでございます。

以上、議案第78号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第78号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 防衛施設周辺整備というのは、基本的に今までの例でいきますと、消パイとか、生活関連のものが主だったんですが、今回この基金を教育、スポーツ、文化のほうに充てていくということなんですが、法律の中にはこれに充てていいというふうになっているんですけど、ここに限定する理由は何かお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） まず、防衛省の予算でつくった施設が文化、スポーツとか、そういうふうな関連施設が多いということで、そこに充当することによって、今までの防衛の補助が効率的に活用できると。それと、ほかの補助が入っていない施設が多いと。それと、演習場周辺の地域住民が気軽に利活用できるという、そういう点がございまして、これに限定をさせてもらったわけでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これの運用については、新規に新しい建物を建てるための積み立てとはまた違うということ

でよろしいんですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今回の基金は、ソフト事業に限定ということがございますので、積み立てをして、具体的には演習場周辺の例えば関山のコミュニティセンターの指定管理料とか、そういうところに充当を行いたいという、そういう考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今回正直言って調整交付金かなりたくさん来ているということなんですけど、これの取り崩しをやるときは、何年も先までこの基金を持ちながらその都度崩していくという形でよろしいんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今回は、1800万を積み立てということでございますので、今の計画では5年くらいですが、1年400万、一番最後の年が200万ということで、例えばまた想定を超える金額が入れば、その都度一応議会のほうに補正予算ということでお願いする予定でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 交付対象事業という形で78号参考2枚目の一覧表にあるんですけども、ハード事業の関係については見てそのとおりということなんですけど、ソフト事業の項目がいっぱいあるんですけども、ソフト事業でもって2号、あるいは5号あたり、例えばなんですけども、このソフトってどんなことにかかわるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） ここに書いてあるのは、基本的には演習場周辺に係る、2号であれば住民生活の安全ということでありまして、例えば交通安全の関係とか、結構防衛の関係は広いんで、防衛施設との関係を立証するという、そういうふうなことで防衛省側が認めていただければ可能性があるということでございますし、例えば5号については医療の関係ということでございますので、これも防衛の関係、例えば周辺の病院等の振興というか、そういうものに使えるという、そういうものでここに1号から11号ということで列記がされているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここに書いてある項目そのものは非常に中身がわかってという形なんですけど、この項目の中でソフトって何なんだろう。これ絡んでいくとみんなハードにつながっていくんですけども、ソフトで組み立てして、それがハードにつながってもそれはよしとすると、こういう理解でいいんですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 2号のソフト事業と記載のあるところは全てソフトだけなんです。基金は、原則的にはハードには一切使えないといいますか、平成26年の補助金適化法ですか、改正がありまして、基金に積む場合についてはソフトだけという、そういうふうな今規定になっております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第78号 妙高市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号 妙高市立保育園条例及び妙高市立認定こども園条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第79号 妙高市立保育園条例及び妙高市立認定こども園条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第79号 妙高市立保育園条例及び妙高市立認定こども園条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、現在建設を進めております和田保育園の新設移転に伴い、用途を保育所から認定こども園に移行するため、和田保育園を保育園条例から削除し、あわせて和田にじいろこども園として新たに認定こども園条例に加えるものであります。また、来年度の入園希望者の増加に対応するため、斐太南保育園の定員を現在の70名から80名に増加するとともに、保育料の徴収に係る引用する法律が変更されていたことから、あわせて条例を改正するものであります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第79号に対する質疑を行います。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 定員のほうが斐太南が70名から80名、そしてまた和田保育園が和田にじいろになって170名ですが、保育士の増員ですね、その検討的にはどういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 採用については、総務課のほうと協議をさせていただいております、今年度定年のほうでは3名の定年の予定に対しまして、新採用が5名の予定ということで確認しております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 斐太南保育園なんですけど、70名から80名というふうに増員になっているんですが、マックス何人までこの保育園は可能なんですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 国の面積基準によって計算した場合には、98名まで対応が可能です。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第79号 妙高市立保育園条例及び妙高市立認定こども園条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第83号 指定管理者の指定について（妙高市青少年学習施設）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第83号 指定管理者の指定について（妙高市青少年学習施設）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第83号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となる妙高市青少年学習施設について、引き続き指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、わくわくランドあらい運営委員会を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。わくわくランドあらい運営委員会は、平成18年度から当該施設の指定管理を行っており、各種クラブの運営やイベントの開催を初め、施設の特色を生かした体験や活動の充実に努め、これまでの施設運営の実績も十分であることから、引き続き指定管理者として指定したいものであります。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第83号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 28年度の利用者数なんですけどね、改修の絡みがあったから、当然減っていているというのがあって、年間通しての利用率を見ていったときに、この数字というのは前年度、26、27年度との関係ではどんな位置づけになりますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 減少している理由は、委員さんおっしゃるとおり、休館に伴ってということでございます。ですので、率ということでございますが、やはり施設を休館しているということで、その間施設内は利用できないということですので、例年と比べれば約半年閉鎖していましたので、50%近い数になっているんだということでございます。ただ、指定管理者が運営するクラブ活動ですとか、イベントについては、別の会場などを利用しながら、年間を通して運営してきていたということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 課長、そういうことじゃなくて、ちょっと言い方が言葉足らずだったかな。前年度の関係でいくと通年ですよ。28年度は、開館していた月数がどれだけだから、それをもって利用率という割合になるかということ聞いたんですけども、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 失礼いたしました。28年度は、8月中旬まで開館し、8月15日だったと思いますが、リニューアルのために閉鎖をして、ことし3月の17日にリニューアルオープンをしたということでございます。リニューアルに入るまでは例年どおりの利用でございましたが、リニューアル後は1日500人から700人という非常にたくさんの利用をいただいたということでございますので、それは現在もそういう状況が続いていますので、リニューアルの効果は相当あったというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本当にリニューアルの間、子供たちが待ち焦がれていたというような感じも見受けました。ボルダリングという新しいものを入れて、正直言って子供たちは喜んでいたんですけど、靴を持ってこなきゃいけないとか、サポーターとか、指導員がいなくてできないとかという課題が出てきたと思うんですよ。靴に関

しては、だんだんなれてきたから、皆さん自分で持ってくるという形になってきましたけど、サポーターの育成なり、毎日利用できるような形というのは今後考えていかれるのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） クライミング、あるいはボルダリングに関しては、やはり多少危険も伴うものですから、開放する場合はそういう見守り、あるいは指導するスタッフを常駐させるということで対応しております。そのスタッフに対する研修と申しますか、そういう部分では専門学校などと連携する中で指導を受けていると、スキルアップにも努めているということでございます。平日の開放ということですが、現状ですとやはりある程度の年齢の子供たちがクライミング等を利用しておりますので、やはり学校がある平日の午前中というのは、そこまで今開放する必要はないのではないかというふうを考えておまして、当面週末も開放ということで、もうしばらく様子を見させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第83号 指定管理者の指定について（妙高市青少年学習施設）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号 指定管理者の指定について（新井運動公園、妙高市総合体育館、新井ペタンクコート、水夢ランドあらい、新井テニスコート、新井総合公園、新井総合公園野球場、新井総合公園テニスコート、新井総合公園陸上競技場、新井総合公園屋外球技場及び新井グリーンスポーツセンター）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第84号 指定管理者の指定について（新井運動公園、妙高市総合体育館、新井ペタンクコート、水夢ランドあらい、新井テニスコート、新井総合公園、新井総合公園野球場、新井総合公園テニスコート、新井総合公園陸上競技場、新井総合公園屋外球技場及び新井グリーンスポーツセンター）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第84号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となる新井地域のスポーツ関係11施設について、引き続き指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、NPO法人スポーツクラブあらいを指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。NPO法人スポーツクラブあらいは、平成18年度から新井地域のスポーツ施設の指定管理者として各施設を一体的に管理し、各種教室の企画運営やスポーツイベントを開催するとともに、関係団体とのネットワークを生かした施設の有効活用を促進するなど、これまでの施設運営の実績も十分であることから、引き続き指定管理者として指定したいものであります。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第84号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 参考資料のほうなんですけども、利用者数の関係ですね、水夢ランドあらい、それから陸上競技場、利用者の伸びがかなりあるんですけども、これはイベントがあった関係なのか、あるいは順調でもってそうなっているのか、今後の伸びはどうなるのか、その辺の見通しはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 水夢ランドと陸上競技場の利用者の増加の理由ということでございますが、水夢ランドに関しましては、平成26年度に実施したESCO事業による設備の更新ということで、特に濾過装置が非常に最新のもので高性能のものに入れかえたということで、水が非常にきれいでもわらかくなったということで、お客様の評判も非常によくて、そういったことで利用者が伸びているということでございます。それから、陸上競技場に関しましては、平成28年度から上越地区の中学校の駅伝大会の会場が新井総合公園ということになったことから、事前の練習会とか、そういったことで利用が非常に伸びたということが主な原因でございます。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第84号 指定管理者の指定について（新井運動公園、妙高市総合体育館、新井ペタンクコート、水夢ランドあらい、新井テニスコート、新井総合公園、新井総合公園野球場、新井総合公園テニスコート、新井総合公園陸上競技場、新井総合公園屋外球技場及び新井グリーンスポーツセンター）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号 指定管理者の指定について（妙高高原スポーツ公園、妙高高原スポーツ公園野球場、妙高高原スポーツ公園グラウンド、妙高高原体育館分館、赤倉体育センター、東赤倉テニスコート、池の平スポーツ広場及び妙高市オールシーズンシャンツェ）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第85号 指定管理者の指定について（妙高高原スポーツ公園、妙高高原スポーツ公園野球場、妙高高原スポーツ公園グラウンド、妙高高原体育館分館、赤倉体育センター、東赤倉テニスコート、池の平スポーツ広場及び妙高市オールシーズンシャンツェ）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第85号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となる妙高高原地域の7施設について、引き続き指定管理者による管理を行うとともに、新たに池の平スポーツ広場について指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、一般社団法人妙高高原さわやか協議会を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。一般社団法人妙高高原さわ

わか協議会は、平成18年度から妙高高原地域のスポーツ施設等の指定管理を行い、地域住民と連携したスポーツ振興に取り組むとともに、スポーツ合宿の誘致や施設の利用促進を図るため、地域に密着したきめ細かな管理運営を行うなど、これまでの実績も十分であることから、引き続き指定管理者として指定するとともに、新たに整備した池の平スポーツ広場についても、他の施設との一体的な管理運営により年間を通し、効率的で効果的な活用が期待できることから、一般社団法人妙高高原さわやか協議会を指定管理者として指定したいものであります。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間ですが、妙高高原体育館分館につきましては、体育館に隣接する妙高高原支所の解体が平成30年10月以降に予定されており、それに合わせて取り壊しを行いたいことから、平成30年9月30日までの半年間としたいものであります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第85号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちょっと認識不足で済みませんが、教えていただきたいんですけども、妙高高原体育館分館というのはいつから分館になったのかな、条例で変更あったのかな、その辺のところを。今説明があったので、支所のあるところというのはわかったんですけども、ちょっと認識不足でいるんですが、教えていただけますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） たしか昨年の9月議会で新たな妙高高原体育館の設置条例を制定いただいたときに、あわせて旧妙高高原体育館を妙高高原体育館分館と名称変更するというので議決をいただいているというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ありがとうございます。それで、参考資料の利用者の関係なんですけども、利用者数の推移ですね、今の妙高高原体育館分館が28年度においてですが、極端に利用者数が減っている問題と、それから赤倉テニスコートやオールシーズンシャンツェ、ここが利用者がふえているという、この辺の要因についてお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 利用者の増減の関係でございますが、まず高原体育館の分館につきましては、これは合宿利用の減ということでございます。それから、オールシーズンシャンツェ、これが28年度急増しているんですが、実はしばらく前までジャンプをやる子供たちがほとんどいなくなりましたけども、さきのソチオリンピックでの清水礼留飛選手の活躍などもありまして、ようやくここに来て小学生、中学生のジャンプ部員が出てきたということでございます。ただ、いきなりそういう子供たちも、妙高高原中学校の裏にあるオールシーズンシャンツェですが、40メートル級のジャンプを飛ぶというわけにはいきませんので、27年度まではもっと小さいジャンプ台のある飯山市等でトレーニングをしていた。28年度ようやく40メートル級のジャンプ台を飛べるようになったということから、ここで常時練習をするようになったということで、28年度利用者が急増しているということでございます。それから、テニスコートでございます。東赤倉テニスコートにつきましては、26年度に県内初の人工クレーコートとしてリニューアルしたということで、それ以後市民の皆さんもそうですし、合宿での利用もふえているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 1点ちょっとお聞きしたいんですが、妙高高原のスポーツ公園の関係で、野球場の人数等々非常にふえて利用度が高くなってきているんですが、ここ数年いろいろ使わせていただいている中で、土の問題だ

とか、ラバーの問題だとか、それから球が駐車場に飛んで行って、ボンネット等がへこむとか、それからバックネット裏の選手表示が全然新しくならないとか、いろんなことをお願いはしてきているんですが、整備がなかなか行き届かないという状況になっているわけですが、新井のほうはいろいろ表示等は変えていただいたり、変更になっているんですけど、妙高高原の関係につきましては、どのような状況に考えておられるかお聞きしたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 私どももスポーツ関係の団体等の皆様から、そういう施設の改善要望をいただいておりますし、その必要性も十分理解しております。ただ、何分たくさんの方の施設を抱えているものですから、緊急度の高いものから順次改修を進めているということでございます。そういうことで、野球場の改修をいつということは今ここで明言できませんけれども、今後も計画的に、より安全で快適に御使用いただくための改修は進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） もう一点お願いなんですけれども、計画的にという話がありましたので、ぜひとも目に見えるような計画的案を提示していただくようお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） そのようにしてまいりたいと思います。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（阿部幸夫） 委員長交代します。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 指定管理者の指定ということなんですけれども、先ほど霜鳥委員からも出ていたんですけれども、オールシーズンシャンツェが非常にふえている。こういう状況の中で、指定管理者に対しての選手とか、保護者の方からの何か要望とかというのは出ているんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） オールシーズンシャンツェの関係では、やはり施設が老朽化が進んできているということで、滑走路等の張りかえですとか、そういった要望はいただいております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） やはりこれだけの人数がふえているということは、清水礼留飛選手、それから高梨沙羅選手、そういう形でなっているんですけれども、老朽化もそうなんですけれども、練習する時間というのはだんだん、だんだん夜間も多くなっていく部分があると思うんですよ。そういう夜間の照明等もシャンツェの一番飛ぶ場所のところをしっかりと照明でやることによって練習環境もよくなっていくと思うし、今は選手が非常にまだまだ少ないと思います。しかしながら、これを契機にアスリートをつくっていくという、地元のスキー選手をつくっていくということになれば、こういうところにやっぱり力を入れてあげることが私すごく重要だと思うんですけれども、そういう要望というのは多分指定管理者にもそうですし、市のほうにも要望は出ていると思います。その辺を含めて考える方向性というのはあるかどうかお聞きしたいんですけど、いかがでしょう。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） また、その関係の育成会の皆さんですとか、指定管理者の皆さんと協議させていただく中で、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（宮澤一照） 委員長交代しました。

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第85号 指定管理者の指定について（妙高高原スポーツ公園、妙高高原スポーツ公園野球場、妙高高原スポーツ公園グラウンド、妙高高原体育館分館、赤倉体育センター、東赤倉テニスコート、池の平スポーツ広場及び妙高市オールシーズンシャンツェ）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号 指定管理者の指定について（妙高ふれあいパーク体育館、妙高ふれあいパークテニスコート、妙高ふれあいパーク野球場、妙高ふれあいパークグラウンド、妙高ふれあいパーク多目的広場、妙高ふれあいパークふれあい広場、大鹿克雪管理センター、関山コミュニティセンター、原通コミュニティセンター及び大鹿交流館）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第86号 指定管理者の指定について（妙高ふれあいパーク体育館、妙高ふれあいパークテニスコート、妙高ふれあいパーク野球場、妙高ふれあいパークグラウンド、妙高ふれあいパーク多目的広場、妙高ふれあいパークふれあい広場、大鹿克雪管理センター、関山コミュニティセンター、原通コミュニティセンター及び大鹿交流館）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第86号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となる妙高地域のスポーツ関係6施設及び社会教育関係4施設について、引き続き指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、NPO法人ふるさとづくり妙高を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。NPO法人ふるさとづくり妙高は、平成18年度から妙高地域のスポーツ、社会教育施設の指定管理者として、スポーツ教室やスポーツクラブの運営を初め、地域の専門学校と連携した事業等を通じたスポーツ振興に取り組むとともに、地域の核となるコミュニティー施設等の管理運営を通して地域の活性化に貢献するなど、これまでの施設運営の実績も十分であることから、引き続き指定管理者として指定したいものであります。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第86号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 大鹿交流館の利用者数に関連してお伺いしたいんですけども、今現在平成29年度の利用者数、過去において非常に上がってきている現状があると思うんですけども、それについて、もしわかる程度で結構なんですけれども、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 申しわけありません。手元にちょっと今年度の利用状況の資料が今持ち合わせておりません。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 恐らく利用がふえているんじゃないかなというふうに想像するんですけども、それと比較して隣接する大鹿の克雪管理センター、こちらのほうが利用がかなり落ち込んできているというふうに見えるんですけども、これについてどういった把握になっていますでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今御指摘のように、大鹿地域に2つのこういう拠点の施設があるということですが、施設の特徴がそれぞれ違っておりまして、克雪管理センターのほうはほとんどが和室仕様でございますし、交流館のほうは洋室仕様ということで、この辺でお使いいただく方の用途に応じて、目的に応じて指定管理者のほうが上手に誘導していただいているということで、結果として数字で見ますと若干克雪管理センターのほうが落ち込んで、交流館のほうは伸びているというような状況になっているんだというふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうしますと、克雪管理センターを利用された方が大鹿交流館のほうに移動しているというか、そういったふうな理解でよろしいかなと思うんですけども、克雪管理センターのほうは避難所となっていると思います。そういったことと、築年数40年近くなっているということで、かなり老朽化があると思うんですけども、そういったところの管理の問題でどんなふうな御予定かお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 確かに御指摘のとおり相当建設してから年数はたっておりますけども、指定管理者の皆さんからも一生涯懸命管理をしていただく中で、現在現時点で避難所としての機能に問題があるかといえば、そういう状況ではないと思いますし、今すぐ避難所の指定を変更するとかということは考えてはおりません。今後の施設の状況を見てその辺は判断していくことになるだろうというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 状況を見てということでありまして、今後も管理の皆さんと相談しながら適切な維持管理をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第86号 指定管理者の指定について（妙高ふれあいパーク体育館、妙高ふれあいパークテニスコート、妙高ふれあいパーク野球場、妙高ふれあいパークグラウンド、妙高ふれあいパーク多目的広場、妙高ふれあいパークふれあい広場、大鹿克雪管理センター、関山コミュニティセンター、原通コミュニティセンター及び大鹿交流館）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号 指定管理者の指定について（妙高市杉野沢トレーニングセンター）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第87号 指定管理者の指定について（妙高市杉野沢トレーニングセンター）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第87号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となる妙高市杉野沢トレーニングセンターについて、引き続き指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、杉野沢区を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。杉野沢区は、平成26年度から当該施設の指定管理者として、地域と連携し、スポーツ合宿等による施設の利用促進に取り組むとともに、地域住民のコミュニティ活動の場としても適切な管理を行っており、これまでの実績も十分であることから、引き続き指定管理者として指定したいものであります。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第87号に対する質疑を行います。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 杉野沢トレーニングセンターですが、ほかと違ってということは、団体の構成ということで、役員が25名、世帯数219世帯ということで、杉野沢地区の皆さんの温かい合宿の郷ということでもおてなしして、草刈りとかしているんですけども、ほぼ杉野沢全世帯でしょうか、219世帯というのは。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 杉野沢区でございますので、杉野沢の皆さん全体ということでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） また、こちらのほう、トレーニングするにいい気候でもありますし、今後も皆さんから温かい支援というかね、そういう形が見えると、来ている人もやはりまた来たいなというトレーニングセンターとなりますので、この団体の構成の皆さんにはしっかりいろんな意味で助言していただくように行政のほうからもよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 利用者数が落ち込んできている、これは合宿の関係なんだろうけども、支出額が何かここでもってふえているんですね。この絡みがどういうことなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 指定管理者からの報告によりますと、施設管理に係る委託費がふえたということで、これは受け付け等の業務について区の総合事務所に事務局があつて職員がおりますが、そういったところに委託をしたりした関係で支出がふえているということで報告を受けております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、その流れは今後はどうなっていくんですか。支所の関係といたしますか、そういう事務の委託という形になって、そこに経費がかかるということになると、今後の流れはどのようなふうになっていくのか、その辺はどうですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（山本 毅） 区のほうで指定管理を受けていただいておりますが、実際のそういった施設管理に係る草刈りとか、そういった部分も含めてですが、実際の業務は区の中のまたいろんな団体のほうに委託をしたりして対応しているということですので、大きな流れとしては地域の皆さんがそうやって分担をして指定管理をしていただいているということになるんだろうと思います。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうことになっていると、恐らく地元からも運営上の問題で作業分担という言い方がちょっとどうなのかとも思うんですけども、そういうものを含めた地元要望というのは出されてはいないんですか。いわゆる事務処理だけ別枠にしてとか、作業は自分たちでやるけれども、事務処理誰かやってよとか、あるいは施設的に問題があるとか、こうしてほしいとか、そういう要望等というのは出されていないんですか。
- 委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山本 毅） 区の皆さんが一体となってこの施設を維持管理していくということですので、その業務ごとに分けてというふうなお話はいただいておりますし、また施設の改修等についても体育館、それから校舎棟のほうもリニューアルをいたしましたので、今のところそういう施設の改修等の要望もいただいております。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、事務処理等も全て地元でやっているという形なんだけども、そういうのを委託で出して金かかったという話はどういういきさつでどういうことになるのか、ちょっともう一度その辺のいきさつ説明してもらえますか。
- 委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山本 毅） 実際に施設の管理に当たる場合、区ですので、一応区長さんを代表として私どもは指定管理の契約をさせていただくわけですが、区長さんや役員の皆さんが直接全ての業務を行うということではなくて、地域の団体の皆さんに業務の分担をしながら管理運営を行っていただいているということで、市からの指定管理料がそういった団体の皆さんとか、実際に作業等に当たっていただく皆さんの報酬なり、謝礼なりということで支出されているということですので。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、支出額の関係は26年度と28年度はなからなんですよ。27年度は逆に安いというのは、そこは逆に何かあったのかという、こういう見方になっちゃうんだけど、この辺はどうなんですか。
- 委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山本 毅） 27年度の関係については、特別な事情というのは私どものほうで把握はちょっとしておらないんですけども。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 特別何かがあれば、地区として指定管理を受けている場合には、こんなに変動はないというふうには私は思うんですよ。これだけ減っているというのは、ここでの作業が省略されたという、こういうのがあのか。あるいは支払いをちょっと削ったという、そういうことなのか、その辺の絡みがあると思うんですけども、だけど、せっかく地元の皆さんが指定管理を受けて運営してくれているわけですから、そういう点ではきちんとした対応で皆さんにお願いするという、こういう対応でもってやっていただきたいというふうに思います。
- 終わります。
- 委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） おっしゃるように今後管理に当たっての関係について、また地元の方とよく協議させていただきたいと思ひますし、その実態についてもきちっと私どもも把握するように努めていきたいというふうに思ひます。

○委員長（宮澤一照） ちょっと委員長交代して。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと簡単なことなんですけれども、お聞きしたいんですが、この施設を改修して、そして新しくトレーニングセンターということで、数年前に改修したと思うんですよ。私の知る限り、覚えているのは、そこにウエートトレーニングというか、体を動かすそういうトレーニングのやつを結構買ったという認識があるんですけれども、どうでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 杉野沢のトレーニングセンターに配置しているいわゆるトレーニングマシンというんでしょうか、そういったものはごく簡易なものでございまして、残念ながら今のところ余りニーズがないというのが実態でございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 以前何個ぐらいありましたっけ。私の知る限り多分当時の宮下課長だったかな、私議論したんですけれども、結構な値のやつをあそこに誘致して、本当にこれでいいのかというようなことを私議論した覚えがあるんですよ。これ議会の議事録見るとわかると思うんですけれども、多分あそこの施設にそういうのがあったはずなんですよ。その認識はありませんか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今もランニングマシンのたぐいですとか、バランスボールですとか、そういったものは配置してございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 後でも構わないんで、以前七、八年ぐらい前に改修するときに必ず買っていると思うんですよ。市長、覚えないですか。

○副委員長（阿部幸夫） 入村市長。

○市長（入村 明） 記憶にございません。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 多分、後でよく調べてみてもらいたいと思ひます。器具何個か買っていると思うんです。私そういう議論した覚えあると思うんですよ。ぜひそれ確認してみてください。やっぱりそれがどこにあるのかという所在を私知りたいし、議論してそのときに私も質問したし、そのときの答弁もあると思うんで、我々議会でも議事録調べますけど、ちょっと調べてみてください。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） いずれにしても、調べさせていただきたいと思ひますが、私の認識では現在杉野沢トレーニングセンターに置いてあるものがそれに該当するものだと思いますし、それは総合体育館に備えつけてあるような本格的なマシンではないという認識でございます。いずれにしても調査いたします。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第87号 指定管理者の指定について（杉野沢トレーニングセンター）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） ただいま議題となりました議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち企画政策課所管事項について御説明を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。補正予算書の8、9ページをごらんください。中段の15款2項1目3節の特定防衛施設周辺整備調整交付金は、国からの追加交付に伴い、増額補正したいものでございます。

続きまして、下段の17款1項2目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金利子は、議案第78号の基金条例で御説明いたしました同交付金の一部を基金に積み立てて運用することにより生じる利子を新たに予算計上するものでございます。

次に、歳出について申し上げます。補正予算書の12、13ページをごらんください。中段の2款1項18目の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費は、議案第78号の基金条例で御説明いたしました基金に積み立てる額を予算に定めるものでございまして、今年度同交付金を活用して進めております消雪パイプ更新工事への追加充当分1300万を差し引いた残額1800万円と、その基金の運用により生ずる利息3000円を基金に積み立てたいものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 続きまして、こども教育課所管について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。補正予算書の12ページ、13ページをごらんください。上段の2款1項17目諸費、黒丸の精算返納金（こども教育課分）268万4000円につきましては、平成28年度に実施した各事業について、事業費の確定に伴い、国・県負担金等が確定したことによるものでございます。具体的な内容といたしましては、子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び県負担金ほか5つの対象事業の確定によるものでございます。

次に、補正予算書の14、15ページをごらんください。中段の3款2項1目児童福祉総務費の黒丸、児童手当支給事業、社会保障・税番号制度児童福祉システム改修委託料51万9000円につきましては、社会保障・税番号制度の情報連携システムのプログラムに対応するために行うシステム改修の費用に係るものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。中段の15款2項2目4節社会保障・税番号制度システム整備費補助金168万1000円のうち、今ほど御説明申し上げまし

た児童福祉システムの改修に係るものにつきましては、34万6000円がこれに当たるものでございます。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 続きまして、財務課所管事項について説明いたします。

歳入になります。8ページ、9ページをごらんください。20款繰越金は、平成28年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第91号のうち、当委員会所管事項に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了いたしました。

○委員長（宮澤一照） 引き続き所管事務調査を行います。

通告がありますので、発言を許します。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほどお許しいただきましたので、私からは妙高市図書館整備に関連して事務調査を行いたいと思います。本定例会の一般質問で図書館のあり方検討会から11月に出された報告書を踏まえたということで小嶋議員から質問がありましたけれども、それらに加えて調査させていただきたいと思います。通告に従ってお願いしたいと思います。

まず、今後のスケジュールについて。小嶋議員の同様の質問に対して答弁では、今年度末までに市民のニーズやサービス内容等を踏まえ、規模や建設場所を具体化させた基本構想をまとめていくといった内容の答弁でありましたけれども、そういった内容でよろしいでしょうか。また、その後についてはどのように進めていくかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今後のスケジュールということですが、今ほどお話がありましたとおり、報告書の提出を受けて今後基本構想なるものを今年度末を目標に策定していくということで今作業を進めているところでございます。その後できるだけ早い時期に事業化をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 慎重に進めていただきたいと思います。

次に、市民のかかわり方について伺いたいと思います。自治基本条例にはこのように記載されています。市民参加の原則として、市は市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを原則とする。また、市の責務として、市は市の政策立案等の過程において市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。また、市は市民に対し、市政に関する事項を適宜説明するよう努めなければならないというふうにありますけれども、このたびの新たな図書館整備に当たり、計画段階での市民のかかわり方はどのようであったかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今回の図書館のあり方検討会を4月に立ち上げたわけですが、それに当たっては、有識者を初め実際に読み聞かせボランティアですとか、文芸妙高の編集ですとかという形で図書館運営にかかわっている皆様、それから子育て支援や社会教育の関係者、さらにはみずから手を挙げていただいた公募の委員の皆さんなど、幅広い分野の市民の方々から参画いただいて議論をいただき、先般報告書をいただいたということでございます。また、検討会では利用者アンケートも実施し、市民の利用者の方の声も広く拾ったということで、それらを踏まえて必要な機能ですとか、サービスなどについて整理をいただいたということです。今後も基本構想案がまとまった段階で再度そういったあり方検討会の皆さん等の意見をいただく機会を設けたいと思っておりますし、パブリックコメント等も通して市民の皆さんの意見を反映したものにしていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 加えて、市民が広く参加できる機会の確保に努めるというのは大変重要なことだというふうに思っております。利用者アンケートについては513枚の回答ということでありまして、これはやはり利用者に限られているというふうに思います。そのほかボランティアの皆さんであるとか、子育て支援の関係者であるとか、意見を伺ったというようなことなんですけれども、さらにいろいろな立場の方の意見を吸い上げて行うことが大事かなというふうに思います。例えば高齢者向けとか、それから子育て世代向け、市民活動団体向けといったふうな方を対象にワークショップを行うなどして、市民に広く参加してもらう機会を持つ方法があるし、可能なかなというふうに思います。新たな図書館の利用者の幅を広げていくために、現在の利用者にとどまらず、多様な立場の方の意見を求める必要があるというふうに考えます。今後そういった機会を設けるかについて執行部のお答え、考えについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今ほどいただきました御提案も含めて、今後いろんな機会に市民の皆さんの声を聞くような形で検討していきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ことしの2月に会派妙高クラブでもって図書館の視察に行っていました。小布施町の町立図書館ですけれども、この小布施の図書館ですけれども、図書館の新設のときには、当市と同様に図書館のあり方検討会というものを設置しまして、その報告書をもとに基本構想案を作成したというふうに聞きました。基本構想案の作成後、3回の意見交換会を経て、設計者と館長の全国公募、その後公開プレゼンテーションを行い、さまざま決定していったということだそうです。設計をつくるときに、町民100人による建設運営委員会というものを立ち上げて、設計書を可視化して設計者と意見交換を何度も重ねながらつくり上げたということでありまして。そうした段階を経て開館直後の実績が、貸し出し冊数で以前より約2倍になり、来館者数で約5倍。来館者数はその後もふえて、平成26年の実績では年間約14万人が利用しているということでありまして。人口1万1000人弱の自治体の小布施町でありますけれども、観光の町ということもありますけれども、イベント等での町外からの利用者も多いということでありまして、中高年層、それから家族連れ、親子で、それから学生さんが時間帯によって絶えず

利用しているというような状況があるということですので、これはやはり町民の居場所というふうになっているのではないかなというふうに考えております。こうした実態で市民みずからつくり上げた図書館だからこそ、こういったふうな結果が出ているのかなというふうに思いますので、妙高市においても当市の実情に合わせながら市民参加の機会についてできる限りの対応をお願いしたいというふうに要望しておきます。

続きまして、3番目なんですけれども、私が子供のころ本屋さんというと、はたきを持ったおじさんがいて、立ち読みお断りというふうなイメージが物すごく強かったんですけれども、最近の本屋さん、書店は椅子が置いてあります。かつ併設のカフェに売っている本を持ち込んで読むこともできるというふうなところもあります。あるいは無料のWiFiが使えたり、カフェでは学生さんの勉強オーケーとか、仕事もしていいよとかというようなサービスも現実的にはあって、そういったところは若い人中心に混雑しているというふうな認識であります。これは、個人的には必ずしもよいとは思っていないんですけれども。そこで、市民アンケートには図書館に望むサービスとして、広い駐車場であるとか、雑誌や専門図書の充実であるとか、続いてカフェや物販など民間サービスとの融合というふうな答えが多く見られます。また、利用する目的は何かという質問に対して、本やCDを借りるという目的が全体の85%ということで、かなりのニーズが見てとれます。これを踏まえて報告書に関しても、居場所としての飲食が可能なスペース、それから学習スペースの確保が必要というふうな形でまとめられているように思います。民間の書店も公立図書館も同じような方向を向いていて、利用者にとってみたらその違いはどこにあるのかなというふうになりそうなんですけれども、そここのところの民間サービスと公立図書館の違いというものに対してどのようにお考えかお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 確かに今後の図書館にとってやはりただ単に本を借りる、貸すだけの場所ではなくて、もう少し訪れた方がゆっくりと過ごせるような機能というのがこれから大事になってくるんだろうなというふうに思いますが、やはり書店と違うのは本が見れる、読めるということだけではなくて、もっと広く来館者の皆さんの目的に応じた学習ですとか、暮らしや仕事など幅広い分野での情報が入手できる、そういったものを提供していけるというのが図書館なんだろうというふうに思いますので、そういう市民生活を応援できる施設ということがやはりこれから大切になってくるんだろうなというふうに思いますし、そういうところで書店との差別化が図られていくんだろうというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） なかなか差別化という意味では本質に立ち返るような形の部分が大事なかなというふうに思っているんですけれども、次に同じく報告書の望ましい図書館像というところに、情報の提供によって課題解決に取り組む市民を支援するという項目に、レファレンスサービスの充実というものが挙げられているわけですが、その一方アンケートでは、図書館の求めるものとして、レファレンスの充実に関してわずか1.4%ということで、また利用者の利用目的の調べ物相談についても低い結果となっております。今後これから充実していこうというふうに考えているレファレンスサービスと今の利用者からの現状、求められているものにかなりギャップがある提言のように思えるんですけれども、市はレファレンスの充実と、それによって期待するものについてどのように考えているかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） レファレンスサービスの関係ですが、確かに現状では市民の皆さんのレファレンスサービスに対するニーズというのは、アンケート結果を見る限りは低いということですが、現状見ますと残念ながら窓口での簡単な案内はできますが、それ以上の本格的なレファレンスサービスを今できる体制にはなっていないとい

うことと、そもそも図書館にはそういう機能があるんだということをやはりご存じない市民の皆さんが多いのではないか。それは、逆に図書館というのはそういう役割も果たしているんですということのPRが不足しているのかなというふうに思います。そういう意味で、図書館に本来求められるそういった機能をこれから充実していく必要がありますし、そういうことを市民の皆さんに広くお知らせすることで、先ほども言いましたが、市民の皆さんのいろんな暮らしの場面で図書館というのは役に立つんだというような認識を持ってもらえるようなPRもしていかなければいけないというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） おっしゃるとおりだと思います。よろしくお願いいたします。

民主主義国家における表現の自由、これを妨げないための市民の知る自由、これを担保することが図書館の使命というふうに言われています。私は、市民の知る自由に応えられる市長さんが腕を振るえる環境こそが公立図書館の最大のポテンシャルだというふうに思いますので、レファレンスサービスの活用を促して子育てであるとか、仕事、それから人材育成、健康などなど、こういった課題解決につながるよう、環境整備に努めていただければと思います。

次に、利用者への提案という意味でテーマ展示というものがありまして、これが非常に有意義なサービスだというふうに思います。現状は十分にやれていないように、客観的に私思うわけなんですけれども、今後新たに整備するに当たってギャラリーコーナーの設置でありますとか、テーマ展示の充実についてどのように考えるかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今ほどお話もありましたが、現状も狭いスペースを何とか使って絵を展示したり、季節や話題に合わせた本の企画展示等も行っているんですが、何しろ十分にできている状況ではないというふうに思っております。今後の図書館については、そういった本の企画展示を初め、市民の皆さんが行うさまざまな生涯学習活動といいますか、芸術文化活動の成果なども発表できるような、多目的に活用できるスペースも設けていく必要があるんだろうというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） おっしゃるようにスペースの問題等もかなりあるかなというふうに思います。テーマ展示に關しましては、季節感のある展示であるとか、妙高ならではの資料、本に限らずイベントと連動して行った、そういった展示、あるいは市民が自由に使えるギャラリースペース、こういったものも望む声が非常に多いと私は思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、6番目になりますけれども、妙高市は面積も広いわけです。現在は、本館と分室が2室という体制において、運営をなされているわけでありまして、移動図書館、それから民間施設へのまとまった貸し出しとか、こういったもので市民生活に寄り添うサービスについてどのようにお考えになるかお願いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 現状でも福祉施設ですとか、学校、保育園、そういうところから要望があった場合には、まとめて本をお貸しするというようなことをサービスの一環として実施はしております。今後もより積極的にPRしながらそういった要望に応じていきたいというふうに考えております。また、移動図書館というお話ですが、そういったことも含めて市民の皆さんがより本に触れる機会を拡大したり、本に親しむことができる、そういう仕組みづくりというのは必要だろうというふうに考えておりますので、今後構想を検討する中で、そういった部分も含めて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 要望に応じて貸し出しをされているということですが、やはり公のものを借りて管理するということで、借りるほうも非常に慎重にならなくちゃいけないということで歯どめがかかっちゃうような部分もあるのかなと思いますので、そこら辺もうまくコントロールをしていただければなというふうに思います。それから、移動図書館については、非常にコストが当然かかってくることでありますので、何でもかんでもやればいいのかという、そうではないと思います。例えば個人所有の図書を提供している施設も中にはある、いろいろあると思いますけれども、私知っている中では大滝荘さんとか、ああいうところへ個人で持っている文庫本をたくさん置いて見てもらう、そんなふうな個人ライブラリーというんですかね、そういったものもありますし、そういったものをうまく取り入れていけばやりたいという方も出てくるかなと思います。そういったものをうまく連携させながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

次の7番目ですが、本定例会で委員長報告にもありましたけれども、ことしの総務文教委員会の委員会調査でもって厚木市の公共施設の最適化事業を視察してまいりました。駅前の旧厚木パルコをリノベーションして、統廃合とか、再配置によって市民交流や市民ギャラリー、それから生涯学習のための施設や託児施設、それから子供の遊び場、こういったものが一つの建物の中に集約されていて、複合型の文化施設というものが市民の生涯学習であるとか、子育て世代の生活の質の向上に非常に役立っているという姿を見て印象深く帰ってきました。当市においてもそういった需要が今後一層大きくなっていくというふうに考えますが、それについてどのように考えるかお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今後新たな図書館の機能、サービス等を検討を進めていく中で、今お話のあったようなことですか、まちづくりにどう貢献していくとか、そういった部分についても検討していきたいと思っておりますし、市内の関係課とも十分意見交換をする中で調整を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 次に、管理体制について伺いたいと思います。あり方検討会では、先進地視察ということで4カ所の図書館を見てきたというふうに伺っております。また、事務局でも長野県の3カ所の先進的な図書館ですかね、視察に行ったということで、これいづれも施設管理は直営となっております。全国的にも見直しによって指定管理から直営に戻すといった動きも見られるように、図書館は単にコスト削減のための指定管理に向かないという考え方も一方ではあると思います。現在妙高市図書館は指定管理者による管理でありますけれども、今後直営にする、それから加えて常勤の館長さんを置くなどの考え方についてはどうか伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 指定管理か直営かということでございますが、決して指定管理制度の導入は費用の削減だけを目的としていることではないというふうに思っておりますし、また図書館に関して指定管理とするか直営とするかは、その運営形態といいますか、運営手法の問題ではないかなというふうに考えております。重要なのは、市としてその図書館にどのような機能を持たせるのか、役割を担わせるのかという考え方なんではないかというふうに思っております。一方で、あり方検討会の中でもさらなる機能の充実とか、サービスの質の向上ということが求められておりますので、指定管理か直営かは別にしましても、そういったものを実現するための運営体制は必要であろうと。それについて今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 指定管理、図書館に限るわけではありませぬので、そういったことは包括的に十分検討の中

でお考えいただければなというふうに思います。

最後になりますけれども、現在の妙高市、妙高版CCRCということで、都市部からの中高年齢層、いわゆるアクティブシニアの移住者の受け入れ事業を進めています。生涯活躍ということで、田舎暮らしを希望して来る方にとって生涯学習による文化度の向上であるとか、課題解決のための市民活動との接点、これは非常に大きいことと思います。そこで、有効に運営された図書館の存在価値とか、アピール度、かなりポイントとなると考えますけれども、妙高版CCRCにおいて図書館の位置づけ、これについてどのような考えをお持ちかお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 生涯活躍のまちの計画の中では、図書館というような表現は使っていないで、学習機会の充実といいますか、そういうふうな表現を使ってきております。だから、図書館を意識してつくられたというふうな形ではなくて、私どもとしては妙高の特徴を生かしてそういう方からおいでいただきたいということでありますので、例えば妙高の景観だとか、環境だとか、健康関係ですかね、そういうものがいろいろありますので、そういうところをポイントとして来ていただくという、そういうふうな考えでありますので、その附属として学習機会等が充実していれば確かにそれはいいということなのですが、あくまでもそういうふうな図書館機能を充実してそういう人から来てもらうという、そういう考えというのは持っておりません。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。図書館に戻りますけれども、これからの図書館は単に本やCDを借りるばかりではなく、いろんな交流を生み出したり、生涯学習を推進したりしながら、市民活動であるとか、NPO団体、こういったものと連携して、まちの課題解決に結びついていく広場のような存在になっていくというふうに、そういったことが望まれているというふうに私は思います。人口減少で、いかにして人や知恵を生かして効率的なまちを運営していくかという意味で、最近はソーシャルキャピタルという言葉が盛んに使われるようになってきております。創造力を育み、みずからの力でまちを守っていく、こういった意味では市長が再三お話しされているブルガーマインドというものの姿だと私は思います。そういった期待を持った図書館の整備についてはさらに、先ほどもお話あったように、妙高らしく、市民を巻き込みながら磨き上げていっていただきたいというふうに思います。

調査は以上です。

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○委員長（宮澤一照） 休憩を解いて会議を続けます。

山本課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 先ほど議案第87号のところでお話ございました杉野沢トレーニングセンターで過去に整備した備品があるのではないかというお話がございましたが、調べた結果御報告させていただきます。平成25年に購入しておりますが、内容としては、バランスボール3個、ダンベル5個、スポーツミラーが4台、ゴムマット一式、それと腹筋用のトレーニング器具が1台ということでございまして、これらは現在も杉野沢トレーニングセンターに備えてあるという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） じゃ、所管事務調査を続けます。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 引き続きをお願いいたします。5項目であります。お答えをいただければ、それをもってどんどん先へ行くという。

1 番目に防災関係、特には避難所の関係なんですけど、ここんところ台風21号も含めまして、避難勧告が中山間地のほうで何回か出されました。避難勧告出された地域の中でもって役員さんは準備に入る、市役所の職員もそこに配置される。しかし、地元ではなかなかそこには集まってこない。ただ、何もないから、いいんだけど、集まってこない理由はそれもまたそれなりきにあるというようなところなんですけど、避難所開設してもそこへ集まってこない、その内容については当局はどのような認識でいるか、最初にお聞きをしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 幾つかあるというふうを考えております。避難準備、高齢者避難開始ですとか、避難勧告ですとか、避難指示、緊急とかあるわけなんですけど、我々のほうでは広報紙等でその意味を広報させていただいておるんですけど、まだその意味や重要性というのを理解されていない住民の方がいらっしゃるというのが1点考えられると思います。それから、各自がおのおのの判断で避難をする必要がないというふうに判断されたケースもあるというふうに思いますし、自分の家庭といいますか、自分のうちまでは避難が及ばないだろうという判断をされたケースもあるんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私があんな山の中において、今でこそ安心してというかな、暮らしているんだけど、かつては雪解け時期になると春のスタートは平丸の地滑りからという新井市の時代の話であったんですけどね、そのころは地滑りの関係でもって避難というのは皆さんみんなそれぞれ危機意識を持って親戚のうちに رفتり、あのときは避難所どこでもってどうのこうのという話じゃなかったんですけど、みんな引越してとりあえずそこで暮らす。地滑りの関係でいうと、警報器を設置して、動きが見えたらサイレンが鳴る。サイレンが鳴ったら避難せいと、こういうパターンでもって来たんですけど、久しくたってしまうとそれも薄れて、今避難勧告、避難準備情報出されて勧告出されてなんだけど、人間誰しも自分も生きてきたその過程を、経験のもとに、いいや、このくらい大丈夫だという判断でいっているという、こういうのもあったり、あるいはまたそれとは違った条件があったりしているんですよ。したがって、今回は昨年来から雨による避難勧告が出されているけれども、なかなか避難してこない。この辺のところは、果たしてどうやって今後対応していくのかなというのがひとつあるんですけども、順次何をやってどうやってとあるんですけども、先に今実際に中山間地にある避難所、いきなりそこ行きなさいといったってなかなか行ける条件にないというのがひとつあるんですよ。その辺のところの見直しも必要だろうし、一番あれだったのはことしですかね、8月だったかと思うんですけども、大濁のほうも避難勧告出されて、寸分道も避難勧告出されたんですよ。寸分道避難勧告出されて一方的に旧平丸小学校、避難所はそこになっているから、そこに避難してください。んだけど、道路状況はとんでもない話になっていくほうが危ないと。今回もそういうのがあったんですけども、そういう状況等も勘案した中でこれからきちんとした見直しをしていかなきゃいけないだろうというふうに私は思うんですけども、その辺のところの考え方はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 確かにことしの7月1日……

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 7月でしたかね。

○総務課長（久保田哲夫） の大雨で避難勧告を発令したときに、寸分道の方が深山の里に5人避難されたということがありました。今委員がおっしゃったように、正規の避難所は旧平丸小だったんですけど、そこへ行くほうが危険だろうというような御指摘もありまして、深山の里のほうで避難をしていただいたという経緯がございます。実際ほかの場所でも、その避難所自体が決して災害の種類によっては安全ではないという場所もあるのは事実だと思います。実際避難に当たってはその地域に昔からお住まいの住民の方がどこが一番安全かというのは、私どもよりも

十分御承知になっていると思いますし、今ほど申し上げましたように、災害の種類によっては避難する場所がこちらのほうが適当だろうというのも当然あると思います。そこら辺私どものほうもまたいろんな説明会ですとか、地域の中へ入る中で御相談させていただきながら、画一的な対応じゃなくて、より安全な対応を、避難をしていただけるような格好で取り組みはさせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 要するに山地へ行くと高齢者ばかりで、ここへ避難しなさいといったって、指定された避難所へ行くこと自体が非常に大変だと。したがって、集落ごとにとりあえずはどこという細かく分けたような形で、とりあえずそこへ集まってよと、次のステップは次のステップでこういうのがあるよというような形づくりがどうしても必要じゃないかなというふうに考えます。そういうことをやりながら、地域条件に合わせた形の中で、行政対応としても例えばことしの寸分道の例でいいますと、やりとりしていったら避難せいというんだけど、避難するほうが危ないから、とりあえずそこにいなさいよということでもって本部との連絡をとりながら、それ以上に必要だったら市のバスで行くよというような話はしてきたところなんです、やっぱり市の体制の中でもそのくらいのといいですか、危険というか、何とかせんきやいけないかというようなところも位置づけを出しておいて、いざといったときにはそれが行政が直接そこへ足を運ぶというのも一つの方法だし、あるいはそれを例えばの話、どこかの企業、業者に依頼して応援してもらおうという、こういう方法だってありなのかな。あるいは消防団の動きはどうなのかなという、こういう広い視野に立った形の中でもって今後の対応考えていかないと、号令かければそれでいいわという、そういう悪い意味じゃないんですけどね、号令かけりゃそれでもって何とかなるだろうという体制ではいけないという状況であるということだけはきちんと申し上げておきたいと思うんですけども、そのくらい踏み込んだ形での体制づくりは新井の南部地域だけじゃなくて、ほかにもあるだろうと思うんですけども、その辺をぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 委員さんのおっしゃることはそのとおりだというふうに思います。特に中山間地域等は、先ほど来話しましたようにいろんな条件があって画一的な対応が難しいという部分があると思いますので、そこら辺はまた地域の皆さんと御相談させていただきながら、よりよい方法を考えていきたいというふうに考えます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひ踏み込みしていただきたいんですね。自主防災の関係でもそうなんです、福祉関連、包括の関係でも、やっぱりいざといったときに見守り体制、誰がどこへ連れに行きゃいいんだという、こういう話もあるわけなんで、広い視野の中でのいうか、組織の中でもってそういう組み立てを地域と一緒にぜひお願いしたいと思います。

そんなことで2番目に移ります。公立中学校の制服の取引状況についてということなんです、公取委が制服値上げの方策提言を行いました。その中身を見ていきますと、それに基づいてやったところ、やらないところというのでは、制服を買ったときの差がかなりあるよというのが出てきているんですけども、とりあえずこの課題について当局の対応はどのようなかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 11月29日に公取委のほうから今回提案書という形で出ておりますが、市内の制服の関係なんですけども、お聞きした範囲ではおおむね40年以上は見直しは何もされていないという状況でした。庁内の職員に聞いてもずっと私も同じ服着ていましたという話がありまして、そんな状況だというふうに理解をしています。その中でこれまで具体的な見直しのものがあつたかという、そういう状況ではないということでございます。

ただ、今年度就学援助の中で新入学費について国のほうの方針が変わって、増額をされたわけなんですけども、その際にもともと入学に係る費用の中で一番ウエートを占めているのは制服だろうということで、市長さんのほうからも指示がありまして、多少の見直しとか考えられないかということがありましたので、現在市内の制服をつくっている業者さんに相談をしていろいろ御提案をいただいているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これは、深く突き詰めて云々というわけじゃないんですけど、やっぱり売るほうも商売の関係もありますしね、それから地元のそういう店舗潰すわけにもいかないしとなったりするんですけど、営業ですからね。だけでも、やっぱり周りから見てそれはそれなりに、今の就学援助の関係では行政からの金も出ているし、そこにも大きく影響してくるといって、こういう形がありますので、そういう形の中で公取委のほうでこういうふうに出して、それぞれの学校でということでもって、進めるようにという、そういう話も出ているわけです。何をやるかという、学校単位で入札やコンペ導入せよと。価格交渉というのはどこまでできるのかなというのは私もあれなんですけども、新規参入業者というの、ここもそんなに変わらんのかなという、こういうのがあるんですけども、実際に、これはこの辺の話じゃないですけども、都会あたりではこういうことで取り組んでいるところとお任せしているところでは、制服の関係で数千円の差が出たという、こういう形が出ているわけですね、やみくもに下げりゃいいよという気持ちではないんですけども、適正な価格でということと、先ほど言いましたように就学援助の金で公費も出ているよという形の中で対応できるような形ということでもって、予算編成の中でどうやって組んでいるかというのはあるんですけども、それだけじゃなくてやっぱり子育て、教育に金がかかるという、この部分もあるので、そこをどう今後取り組みをしていくのかな。一応調査はしているということなんですけど、今後の動きはどうなるかという、その辺の予測はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 制服の見直しの関係については、考え方としては3つございまして、1つは全く新しいオリジナルなものをつくるとなれば各メーカーさんが持っている既存のものでほかのものに変えるということと、あともう一つは、現在のやつ、先ほど申し上げましたが、四十数年たっていますので、基本的にデザイン等は変えないんですけども、機能性をアップする中で価格を下げたらどうかという御提案をいただいております、市内の中学校の中ではこれまで大きく制服を変えたいという意向がなかったものですから、今まで3番目のような話を今御提案をいただいて、見た目はほとんど変わらないんですけども、生地の内容ですとか、機能性をアップすることによって、なおかつ値段も下げられる方法を現在御提案をいただいているところでございます。どの程度までこれから各学校がそれに向き合うかというのがあるんですけども、御提案の範囲の中では大体4000円から1万円くらいまで下げられるような可能性の提案はいただいているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひそういうことでもって進めてください。

3番目に行きます。国家公務員給与3法案が12月1日に衆院内閣委員会で可決しました。これに対して当市の対応はどのようかなということなんですけど、今直接的にこれにかかわった対応があるのかどうか、先にお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） かかわった対応と申しますと、どういうふうな取り扱いをするかということでもよろしいでしょうかね。国会の会期があすまでで、衆議院通過して参議院に送られておまして、きょう午前中10時半からの本会議で上程されるというところまでは情報見ているんですけど、多分この段階では可決されているんだろうと

いうふうには思っています。国の指導では、国で可決されるまでは上程をしないでほしいというのが従来の国の立場でございました。今回は、国がいろんな関係で審議がおくれているということで、市町村議会での可決自体が国の可決の後であれば上程してもいいよというような取り扱いの通知が来たんですが、私どものほうでは今回は給与改定ばかりじゃなくて、退職手当の引き下げというのもセットでという国の指示もありますので、取り扱いを協議して県下の各市町村の動きも探ったりはしているところなんですけど、県内各市なり、県の市町村総合事務組合なり、県の動きを見ますと、妙高市の場合は制度は国、水準は県に準じるということですからずっと動いていますんで、そういう格好で動きたいと思っていますし、その動きは給与改定は人事院勧告のとおり国はやるという方向ですし、退職手当につきましても、時期は別にしまして、方向性としては下げるということではございますので、そういう方向で内部調整をしているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 近隣もどうなのかな、県内もどうなのかなというのがあるんですが、まずはこの法案そのものの中身でいうと、国家公務員の退職手当を引き下げる。それから、特別職の給与を引き上げる。公務員の給与も若干上がるんですけどね。今国会の中で議論になっているのは、退職手当、これは国でもって下げればそのまま地方に来て退職手当が下がるよという形になるわけなんですけども、今回のこの中身について率直な感想はいかがですか、課長としての率直な感想は、上げ下げの関係。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほども申し上げましたように、我々地方公務員法によりまして……

○霜鳥委員（霜鳥榮之） まだそこいかんからさ。

○総務課長（久保田哲夫） 率直な感想と言われましても、ごくごく個人的には厳しいものがありますけれども、やはり国なり県の方針と合わせていく必要があるだろうなというふうには思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どこもそうなんです。国で決まってしまうと地方はみんなそれに右倣えして準じていくよと。ただ、ここへ来て、いつ地方でもってスタートするかということで、今年度分になるのか、来年度分からなのかということで、その狭間にいる人たちの差というのは、例えば1日、2日、1週間くらいでもってその差はかなり変わってくるんだよと、こういう形が出てくるんですよ。だから、提案してどうするこうすると、地方公務員法の絡みの中で。これは、次の3月議会でもって提案されるんだろうというふうには思うんですけども、そこまで出さないと今その見通しどうかと聞いたってちょっとなのかなというふうには思うんですけども、率直に退職手当をここで、ほかの報酬、給与は上げるんですよ。退職手当だけ下げるんですよ。国でいったら大臣クラスの上の人の給料は上がるんですよ。国家公務員の退職手当だけ下がるんですよ。私の気持ちの中でも腑に落ちないなというふうには、いわゆる公務員を粗末に扱うみたいな形でね。これまで一生懸命奉仕活動、奉仕だけじゃないですけどね、市民のためにということで働いてきて、最後になって退職手当引き下げますという話ではね、余りにも粗末な扱いになるんじゃないかなというふうには思うんで、国で通ればしょうがないじゃないかといえればそれはそれまでなのかもしれないけども、この辺は市長、どんな感想お持ちですか。

○委員長（宮澤一照） 入村市長。

○市長（入村 明） 非常に厳しいですね。ただ、これが今どうなるかというのはちょっと私もまだいつからどうというのわかりませんのでね。万が一このことによって多少じゃないな、影響受ける方がやっぱりいらっしゃると思いますんで、許されるかどうかわかりませんが、一時的な慰労金のような形で付加してお渡しするとか、可能かどうかというのはこれ私は専門じゃないので、わかりません。しかし、そのようなことが可能であればそういう方法も

あるかなというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう職員を思う気持ちがあるという、そこは大いに評価をしておきたいと思います。国で通ってしまえばというのはあるんですけども、できるかできないかというのは、市長言ったようにそういうことなんだろうというふうに思います。お互いにそのところは立場、立場でもってわかまえながら、取り組みを進めていっていただきたいというふうに思います。

次行きます。被爆者国際署名についてなんですけども、妙高市も非核平和都市宣言をしました。そして、平和首長会議、ここにも加入して、市長もその会議に参加して、署名もし、というようなことをやってこられていますけれども、実際に市長、平和首長会議に参加して、その辺の感想を一言いただけませんか。

○委員長（宮澤一照） 入村市長。

○市長（入村 明） 私提案いただきまして、長崎の田上さんから声かけられまして、これぜひということで長崎の大会には、平和都市連絡会の会議には行きました。その後、毎年あるんですが、残念ながら調整がつかなくて行っていません。ただ、今どうだということですが、実際やっぱり見ると聞くという言い方おかしいですが、ひどいもんだなということの中で、あってはならない、やっぱりそういう時代は絶対つくっちゃいかんという気持ちでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 市長がそういうところまで行ってそういう行動をやって、平和のためにということでもってそういうところまでやっているだけけれども、それが市民にもなかなか知られていない。非常にもったいない話だなというふうに思っています。実は平和活動の中で今被爆者国際署名というのがあるんですね。青森県の八戸市では被爆者国際署名について、今の平和首長会議に加盟しているわけなんですけども、そこへ出て本人が署名するだけじゃなくて、平和活動を推進するという形の中で市としてホームページにアップしたり、インターネットでもって署名ができるようにしたりというような取り組みも進められているんですね。やっぱりそういう自治体というのは、市長だけでなく議長もきちんと署名をして市民に知らせるべきだという、こういう活動をやっているところがあるんですけども、全てが全てそれでもって強制してというわけでもないし、押しつけるわけでもないしというか、そういうことなんですけども、せめて市長がこういう平和会議行ってきてこうだったというようなのがどこかでもって市民に知らせるような、そういう手法というのはいかがなものかというふうに思うんですけども、それについてはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 確かに市長は平成28年の7月1日に署名をしておりますし、当然平和首長会議ですとか、日本非核宣言自治体協議会のほうにも妙高市は加入しております。今議員おっしゃったように、毎年実施しております平和パネル展ですとか、そんな中でそういった事実なりを広く市民の皆さんに御紹介をしていくのも一つの方法だなというふうに考えておりますし、平和パネル展ですとか、平和講演会というのを中学生対象にやっていますけれども、その中でもそういった取り組みがあるということの紹介をしていくことは可能だと思います。それから、ホームページのお話がありましたけれども、私も幾つかネットで調べてみますと、こういう取り組みがありますよという紹介をして、署名のページを紹介しているという自治体もありました。それが果たしてどこまでいいのかというのは、まだ検討はしておりませんが、可能であればそういった対応もできればいいかなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私は、強制してどうのこうのではなくて、やっぱり知らせるということくらいはできるんじゃないのかなというふうに思っているんですよ。それで、私も改めてちょっと確認したんですけど、妙高市の非核平和都市宣言、この項目の中の3番目にこういうのがあるんですよ。「私たち市民は、行動します。「核兵器廃絶」に向け、世界中の皆さんと手を携えて」というのがあるんですけども、この文言があると、私たちは行動しますなんですよね。飾り物にしておいちゃいけないよという非核平和都市宣言、そういうポスターもきちんと刷ってそれぞれに配ってという形でやってきたんですけども、この3番目の文言については課長どのように読み上げますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今手元にちょっとないんですが、今委員さんがお読みになってくださったように、市民の皆さんからも主体的に行動していただきたいという意味合いで書いてあるというふうに思いますので、先ほど答弁申し上げましたように、被爆者国際署名という取り組みもあるんだということの周知なり、お知らせはしていきたいというふうに考えます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私も決して押しつけはしてはならないというふうに思っていますけれども、知らせることは大いに必要。私も強く感じたのは、中学生の広島大会行って帰ってきたときの報告集会で彼が感想文を読み上げてくれて、すごい感性だなというふうに受けとめたんですね。ああいう年代の生徒たちがそういう感性を持っている。ただ、こういうことを知らないでいる人たちがいっぱいいるんだという、このところを周知をしていく必要があるんだな。特にあのときの報告聞いたのも心に残っていますので、この辺についてはちょっと掘り下げた形でもってお尋ねをしました。

最後の課題で、みんな心配してくれましたけども、時計はまだ1時半でございます。5番目は里山応援隊、サトヤマンの関係ですけども、昨年立ち上げをして、新井南部の区長会の総会のときにチラシも配布しながら説明もしていただきました。実際に活動するというのは、地域条件云々というのも一応あるんですけども、私は平丸でもって大いに応援してもらったんですけども、昨年の実績ですね。何かこの実績を踏まえた中で新たな手法というか、その発展段階をどうするかという、そういう考えもあるようでございますけども、まずは昨年の実績、実態はどうだったかというのをお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 実績でございますが、活動自体は今ほどおっしゃいました平丸地区の道路のコンクリート舗装が1件、それから9月に長沢地区で毎年行われます、よみやのお手伝いといいますか、花燈籠担ぎの2件でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、せっかくなので、南部区長会の区長さん方にこうだ、こうだというんだけど、地元からの打診、相談事というのは、まだ使い方がわからんでいるというのが結構あるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 昨年説明をさせていただいて、その時点で取り組みの方向性があるかどうか確認させていただいたときには、10件ほど手が挙がった状況があります。ただ、実際のいついつの時期にやりますというので私ども確認をさせていただいたところ、ことはまだ地域住民の皆さんができるかということの結果2件。受け入れの手間がちょっと心配だというような御意見も少数ながらあったように聞いております。私ども区長さんですか、地域の役員の方に主に説明をさせてきていただいておりますので、これからは多くの地域住民の皆様からも、

こういう仕組みがあるんだよというのを知っていただくような機会を設けさせていただいて、再度周知をしていきたいというふうに考えておりますし、今年度初年度ということで試行的に新井の南部地域に的を絞って取り組みをさせてもらったんですけど、それ以外の地域、妙高地域ですとか、高原地域ですとかにも広く声かけをさせていただいて、仕組み的には、私どもつくっておいてなんですが、悪い仕組みじゃないなというふうに思っておりますし、賛同いただいた12団体、人数的にはただ単に積み上げますと12団体で2276人。これは、例えばJAさんのように1団体で1300人という団体もございまして、大きな数字になっていますけど、12事業所からも登録していただいておりますし、個人の方からも18人登録していただいております。今年度実際に活動いただいたのが、1企業と1個人が平丸さんに入っていただきましたし、長沢には1企業と、市も含めれば2企業が入っているという状況。このままではせっかく登録をしていただいたのに声かけをできないという状況になりますので、仕組みを地域の皆さんに周知を徹底して、そういう仕組みであればぜひ使いたいというふうに思っていただけるような格好にしていきなというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 実際に応援してもらおうとか、手伝ってもらおうと中身がよくわかるんですけども、私もびっくりしたのは、平丸へ来たのは1企業。1企業は地元絡んでいる企業。1個人たるや藤沢市だったかな、県外なんですよ。とんでもないところから自力でもって来て、ちゃんとコンクリート打ちのお手伝いしてくれて、自分でもって車乗って帰るんですよ。そういう人がいるんだということに私は感激したんですね。したがって、その作業やってもらって、いわゆるそこには一つの交流もとあるんですけども、交流の中身なんというのはお茶のみだけでもっていろいろ世間話とか、その仕事の話とかすればいいんですけども、そういうところからも参加してくれてそういう作業やってくれるという、そういう人がいるんだという、ここ認識しただけでもって全然中身が変わってくるなというふうに思っています。なかなかできないでいる一つの私の見た感覚としては、区長会の中でもってチラシを配って報告した。けども、その区長さんが地元でもってかみ砕いて、じゃどうしましょうというところまでいけないという部分があるんだろうと思うんですよ。それにはやっぱり初めての初年度で試行的にといったって、初年度なんだから、もっと担当が地域、現地に入らなきゃだめだというふうに思うんですよ。デスクワークでもってチラシつくって、区長会の中で言ったからということで、事務局は地域サポート人でしょう。お任せになっちゃう。こういうことじゃだめだなというのは私が感じているところなんです。だから、サポート人にお任せしておいて、サポート人が事務局になっているから、それでもって来た話を役所でもってペーパーの上でこうだ、こうだとやっている。デスクの上でこうだ、こうだやっているという、そういうことじゃなくて、実際に現地行って、現地の人のお話を聞きながら、この制度そのものをもっとくみ上げていっていただきたいなというふうに思うんですよ。だから、今回のこの実績を踏まえた中で新年度どういう踏み込みするのかなというのは、もし今の時点でもってあるんだしたら聞かせていただきたいし、これからまたそれを掘り下げていきますというんだしたら、今私が言ったことを大いに中へ組み込んでいっていただきたいなというふうに思うんですけども、そのところだけお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほどもちょっと申し上げたんですけども、反省点に立ちまして、地域の皆さんが集まる場所に、役員の皆さんだけじゃなくて、地域の総会ですとか、そういったところで制度の中身を御説明させていただいて、取り組めるところは取り組んでいただくようお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、サポート人頼みというふうに今御指摘ありましたけど、決して私はそうは思っていないくて、職員も必要などころには当然行っているつもりでございまして、そこら辺は御理解いただきたいと思っております。それと、この仕組みは今ほ

ど委員さんおっしゃったように、ただ単に道普請ですとか、草刈りを助けてもらって終わりじゃなくて、おっしゃったように、お茶飲みでもいいですし、お昼になったらおにぎり食べてもらってもいいですし、そこで市外なりから手伝いに来てくださった方と地域の皆さんと交流を始めていただいて、それがつながっていければ地域のこしにもつながるんじゃないかなという意味合いの仕組みでありますので、それも含めて周知はさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 実際に活用しているところについては、実際その場を見てもらって体験してもらうことによってそれはちゃんと浸透していきだろうと思うんですけども、まだ取り組みしていないところは不安でというのがあると思うんですよ。担当の話を聞いていても、作業はしてもらうけども、交流するとか、接待するとか、そっこのほうがというのがどうしても出てくるんですね。中山間地の皆さんというのは、義理がたいというか、ただやってもらったのが非常に申しわけなくて、それに見合うような接待をせんきゃいけんみたいな、イコールじゃないですけどね、そんな感覚を持っているというのがありまして、実は私の場合には、これはこれとしてこういう作業やってもらっていますけども、例えば草刈りなんかは公孫会の皆さんからもボランティア入ってもらって、仕事半分、お茶のみ半分でもって交流やっってもらったりもしていますけどね、高齢者の皆さんべらぼうに喜んでくれる。それと、来てくれた皆さんもその気で来ますから。その気で来るんだけど、仕事の量が少なくて、いろいろ地域の、あるいは昔のそういう勉強させてもらいましたと、こういう言葉が返ってくるんで、そういう言葉が返ってくることによって、取り組みしたほうとしては本当にありがたいと、やっってよかったと、こういう満足感を得るとい、こういうのがありますので、ぜひそういうような形のところにつなげていっていただきたいなという私の気持ちもありますので、ぜひ頑張っって進めていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 登録をお願いするときにも、ボランティアということで保険は入りますけど、ボランティアです。そして、今ほどおっしゃったように、地域の皆さんの重荷になるというような、そういう接待みたいなやつはありませんよ。さっき申しあげましたように簡単なお茶のみですとか、おにぎり程度があればいいねくらいな話で募集させていただいておりますので、そこら辺はそういうことも含めて地域の皆さんにお話をしていければいいなというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長（宮澤一照） じゃ、委員長交代させていただきます。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（阿部幸夫） それじゃ、委員長交代します。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） じゃ、続きまして、にいがた妙高はね馬国体について質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目に、選手の宿泊ですね、選手、それから大会役員、大会関係者、各都道府県から来ると思うんですけども、これの振り分けというのはどのような形でやられているんでしょう。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 選手等の宿泊の関係ですけども、県のほうで10月に行った第2回目の来会意向調査の結果では、選手団、本部役員合わせて2247名の規模になるというようなことでございます。配宿の関係ですけども、やはり選手の皆さん等は競技会場への移動ということもありますので、そういった部分にも配慮しながら、赤倉温

泉、新赤倉温泉、池の平温泉、それから杉野沢ということで、旅館連合会のほうが窓口になっていただいて配宿をして、今63軒の宿泊施設で仮配宿を行ったという状況でございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 63軒ということなんですけれども、これは今おっしゃられたのは、選手の種目別に振り分けられているということになると、例えば新潟県なら新潟県でまとまっているとか、各都道府県で選手団がまとまっているということはないということでしょうか、確認ですけど。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 基本的には都道府県ごとに同じ宿にお泊まりいただくように配慮はしておりますけれども、種目によって移動距離が長くなると選手の皆さん大変ですので、アルペンの選手はアルペンの会場に近い宿、クロスカントリーはクロスカントリーの会場に近い宿というようなことも配慮して配宿しているということでございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） でも、基本的には各都道府県でまとまって一つの宿をとっているということになると、選手団もやっぱり枠があって、選手も大きい都道府県と小さい選手団の都道府県等があると思うんですけども、決してそれがまとまった一つの団体でその宿泊に入っているということじゃないんですか。違うんですか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ですので、アルペン、クロカン、ジャンプ全てに選手団を派遣しているという都道府県については、お宿がそれぞれ分かれていることもあるということでございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） じゃ、選手が分かれているというときの、例えばスキー場といったってクロスカントリー池の平でやるんですけど。クロスカントリー、それからジャンプ、この時期まだインバウンドも結構多く赤倉あたりも来ていると思うんですね。そういうときに、例えば杉野沢のほうにも行くということになったらそれなりの配慮というのはできているんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 一応配宿する宿につきましては、ワックスルームが確保できること、それから配宿があった際には競技役員として協力をいただけることというのを条件に、あらかじめ募集をして、お申し込みをいただいた宿に配宿を行っているということでございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） わかりました。あとは、配分とかなんかいいんですけど、一番問題になるのは、そういうインバウンドとかの外国のお客さんが非常に赤倉も多いということは、やっぱりレストラン街にしてもそうだし、相当混み合う部分が出てくると思うんですね。その辺の配慮は大丈夫でしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 宿泊の関係については、そういうインバウンドの受け入れも含めて国体の選手団の受け入れが可能なお宿から手を挙げていただいているということでございますし、飲食店の関係についても、観光協会等を通して、混乱が生じないようにまた調整はしていきたいというふうに思っております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 昨年白馬だったですね。白馬で国体やられたときに、私どもグループで視察にちょっと行ったときに、観光課長から聞いて一番の問題は、大会役員が最近では要するに各シングルだと。1人部屋を要望して

きているということになっているんですよ。ということは、赤倉温泉もそうですし、妙高高原って宿泊施設1人部屋のルームチャージというか、そういう形ってまだつなげていない部分が多いと思うんですけども、これだけの2000人入ってインバウンド、そのほかにもお客さんがいる状況の中で、大会役員の1人部屋とか、そういうふうな要望とかのそういうものの対処方法ってどのようにされているんでしょう。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 配宿等の関係は、県の実行委員会が実施しておりますが、県の実行委員会ではそういった過去の例も踏まえて、今後最終的な宿泊の申し込みをまたとるんですけども、その際には極力シングルユースというのは避けていただくようなアナウンスをしていきたいというふうに聞いております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） そうしたら、そのほかにもまた各大会で支援していく中において、例えばアルペンもそうですし、コース整備とかがあると思うんですね。コースのセッティングとか何かがあると思うんですけども、当然今自衛隊のほうに協力をお願いしている部分があります。しかしながら、それだけじゃ賄えない部分って非常に多いと思うんですね。以前私が幼少のころに国体がありました。そのときは、地域のスキー学校とか、地域の宿泊施設もそうですし、地域の住民がみんな出て旗門員をやられたり、コース整備をしてつぼ足を入れて整備をしてやったという経緯があります。そういう状況で国体を成功裏に終わらせたということを知っておりますけれども、今回はそのようなボランティアを募集するような手はずというのはしっかりと整っているんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 役員関係ですけども、今のところアルペン、クロカン、ジャンプ合わせて総勢で750名程度の競技役員が必要だということに見込んでおまして、それにつきましては、地元市内の方々はもちろん県内のスキー関係者ですとか、今お話のあった自衛隊の支援隊、それから県内の高校生など、あわせてそういった役員については既に確保のめどがついているという状況でございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ありがとうございます。そうしたら、2番目に伺いたいと思うんですけども、まず一番最初に聞きたいことは、大会をやるに当たってクロスカントリーの場合は同じコースで何回もならしたりして練習されると思います。ジャンプも同じ場所で練習されると思います。アルペンの場合は、選手団が来て、そのコースがセパレートで、要するに決められたそのところというのは公開練習のときだけしか滑れません。1週間ぐらい前から、練習でという事前に関都道府県から選手団は入ってくると思うんですけども、その際の赤倉温泉にしても、赤倉観光リゾートにしても、杉野沢にしても、全てにおいてそういうポールバーンの練習バーンというのがとれるかどうかというのが非常に今までの大会の経緯からして難しい部分があると思うんですけども、その辺の配慮はどうなっているんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） アルペン競技におけるトレーニングバーンのお話ですけども、一応赤倉温泉スキー場、それから赤倉観光リゾートスキー場、池の平温泉スキー場、そして杉ノ原スキー場、この4つのスキー場のほうから御協力をいただいて、2月21日からトレーニングバーンを設定して開放するというところで協議が調っております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 協議調っているというんですけども、ポールバーンもやはり場所によってはちゃんとして分けてあげないと、斜度も違いますし、緩斜面のところでもやる場合もありますし、各都道府県、例えば新潟県だったら新潟県でどこの場所をとってやるのか、群馬県ならどこでとるか、ちゃんときちっとしておかないとやっぱり

公平性というのが保たれないと思うんですよ。特に妙高のゲレンデというのはバーンが余りにも狭い部分が非常に多くて、そういうのが非常に難しい部分。本当に平らなところでしかやらなきゃいけない部分があると思うんです。それをしっかりした公平、中立なバーン設定を考えなきゃいけないんですけど、その辺の配慮というのはできているんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今申し上げた4つのスキー場で各都道府県のブロック別に振り分けて、トレーニングバーンを開放するというので、例えば北海道、甲信越ブロックであれば杉ノ原スキー場、東海北陸ブロックは赤倉温泉スキー場というようなことで、ブロック別に場所を分けて、そこで利用していただくということで考えております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） スキー場の中で一番問題になってくるのが、国体は今やられていて、21日から公開練習ということでバーンを確保するというようになってくると、この時期は修学旅行や、それから大学の体育実習が入っているんですよ。その人たちのスキー場との、そこに行ったときに、そこで狭められて滑る場所がほとんどなくなるとか、そういう問題というのではないのでしょうか、大丈夫でしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） その点につきましては、各スキー場さんからも同様のお話をいただいておりますし、それを踏まえた上で各スキー場さんと協議する中で、修学旅行等の団体客の皆さんと極力競合しないで、迷惑をかけるコースを国体用に開放いただくということになっておりますし、状況によってはお互いの安全を確保するためにネット等でセパレートするというようなことで対応していくという考えでおります。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） あとはクロスカントリーなんですけれども、新しい施設ができていると思うんですよ。その中において選手団が来たときの要するに女性のトイレ施設の確保というのはしっかりとあげないと、選手の大変な問題が出てきちゃうと思うんですね。その辺の確保は本当大丈夫なんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） トイレの関係につきましても、これまでもいろんなそういう御意見もございますし、どうしても国体ですと仮設で対応せざるを得ない部分もありますが、新たに整備したクラブハウスのほうにはかなりの数のトイレも確保してございますので、そういった両面できちっとした対応ができるものというふうに思っております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） やっぱり国民体育大会が妙高に来る、野沢に来る、白馬に来るということになると、その行政の手腕ってすごく問われると思うんですよ。ですから、その辺をしっかりと確保、それから選手のコンディションをいかに整えていくかということの確保というのが本当に不十分だと、この市は何をやっているんだと言われる。それだけのプレッシャーを持って、緊張感を持って私はやるべきだと思うんですね。私自身も自分で選手としても国体に出ていますし、コーチとしても出たことがあります。そうすると、コーチは選手の前に朝6時からいかに食事をして、そのままスキー場のほうに向かってコースバーンでセッティングをしなきゃいけないんですね、練習バーンというのを。だから、リフトだって早く上げなきゃいけない。そういう設営だってちゃんとしていかなきゃいけないということが出てくるんですよ。だから、それができなければ、妙高市がこれだけのスキーリゾートというのを持っておきながら、そういうことの対応が全くなされないと、非常に妙高市の価値が下がる可能

性があるんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 私どもとしましては、そういう選手の皆さんがきちっと力を発揮できるような環境をつくるということで、会場となるスキー場の関係者の皆さんですとか、あるいは施設の関係の皆さんと十分協議を重ねてきておりますので、そういう意味では万全の体制でお迎えできるというふうに思っております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） バーンとか、その辺はわかりました。ぜひ万全にやるということと同時に、選手というのは大会に出て、やっぱり国体というのはA級大会ですよ。ということは、やっぱりポイントも出てくるということですし、非常にそこで成績を上げるということは重要なことなんです。県としても皇后杯だとか、天皇杯だとか出てくると思いますし、必死になって練習している部分があって、練習後に、早目に練習上がってきたらやはりコンディショントレーニングをするような形になります。コンディショントレーニングはおのおのそのやり方があると思うんですけども、妙高市は地方創生推進計画にしてみてもそうですし、いろんなところで、新しい妙高高原新体育館か、名前なんというんでしたっけ……

○生涯学習課長（山本 毅） ほっとアリーナです。

○宮澤委員（宮澤一照） ほっとアリーナか。わけわからん、同じような名前なのいっぱいありますので。ほっとアリーナの体育館について、やっぱりそういう外国のインバウンドの方が来て、そここのところで楽しむ。それから、スキー選手がそこに来て要するにコンディショントレーニングをする。そのために温浴施設をつくるということをやっている部分があったと思います。特に私は前から、前観光協会会長ですね、池の平の。から聞いたら、スキー以外でも陸上の選手は、ああいうところだけがしたら、温まって、それでトレーニングで体を治すから、ああいうのが必要なんだと、こういうことを聞いたことがある。ということは、そのためにああいう温浴施設というのも利用するということが非常に重要だということであれをつくったんだと思うんですよ。ということは、国体選手が来たときに最高のPRもできると思いますし、そこを利用することによって、ちゃんといいコンディションに持っていくことができるような形がとれると思うんですけども、その辺の誘導とか、その辺はどのような形でおられるんでしょう。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今お話があったように、せっかく全国から選手の皆さん大勢妙高市にお越しいたぎますので、そういう皆さんから今の妙高高原体育館を初め市内のスポーツ施設をぜひトレーニング、あるいはほっとアリーナのトレーニングプールのように温泉を利用した施設ということで、リラクゼーション等にも活用いただけると思うので、そういう施設を大いに使っていただきたいなというふうに思っています。そういうことも含めて、1月の下旬に、先ほどお話があったトレーニングバーンの場所とか、開放について各都道府県に通知を出させていただくという予定にしておりますので、その際にあわせて市のそういうスポーツ施設ですとか、そういうパンフレットを同封したり、今の新しい施設の御案内をしたりということでPRをして、ぜひお使いいただくような周知をしていきたいなというふうに思っています。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） そういう施設を利用するという事は、そのためにつくっている部分もあると思うんですね。ああいう計画書にもある程度やっぱり外国人のためにとかいろいろ書いてあります。インバウンド、特に5000万の本、今あればちょっと見せてもらいたいぐらいなんだけど、持ってきて、まだ時間あるから。そういうのを見ると、どう考えたってあそこのほっとアリーナを使って、それでいい方向にコンディション持っていく。こういう形にな

ってくると特にこの選手はいいPRになると思うんです。だけど、それをPRするだけじゃ難しいですよ。選手って本当に自分たちの足でなんてそこまで走って行けないんだから、あんな遠いところにあるんだからね。宿泊施設からだって遠いんです。当然そこにはシャトルを出すんだと思うんですよね。どうなんでしょう、その辺は。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 大会期間中は、選手の移動、それから観戦されるお客様の移動のためのシャトルバスの運行は予定しておりますが、事前の練習等のところまでシャトルバス対応というのは今のところ考えておりません。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） でも、課長、そういうところまで見ないと、この妙高高原体育館というのをせっかくつくったんでしょ。これに対するやっぱり一番有効な手段でもあるし、そういうところを使ってもらって初めてPRにもつながるんですよ。国体のいい選手がそういうところに来てやる。それがここにも多分書いてあったと思うんだよな、いろんなところに。俺事あるごとにこれ見ている、体育館はそういうのに使うべきんじゃないかというふうに自分たちでも書いてあった部分があったと、覚えていないですか、それ。理解しないですか。これ企画政策課長かな。

○副委員長（阿部幸夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 基本的には妙高にある資源を使っていくというふうな、そういうふうな形でつくっておりますので、今質問のあった妙高高原体育館についても、そういう一環ということでございますので、有効に活用していくという、そういうことが書かれているということでございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これを見てもやっぱり妙高高原体育館を拠点としたものということで、ヘルスツーリズムとかなんかもそうだけれども、あくまでもやっぱりスポーツとか、そういうのにもすごく活用するということが重要だということだと思うんですよ、これを見ると。ということは、やはりこういう国体とかでもちゃんとそういうのを有効活用するように、ましてや全国からそういうアスリートが来るんだから、それこそいい宣伝材料だと思うんですよ。それぐらいのサービスをして初めていい事業がなされるんじゃないかなと思いますが、その辺市長、いかがでしょう。

○副委員長（阿部幸夫） 入村市長。

○市長（入村 明） 今それいろいろ書いてあるんだということですが、今回のこれはいい契機だと思います。ただ、収容してあそこでそれなりの一つのメニューを消化していくというのには時間と人数の制限ありますので、その辺の細かいことまで周知できるかどうか、これから山本課長のほうで検討してもらいたいと思います。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 市長もそうおっしゃられていますから、ぜひ課長、試しと言ったらおかしいけれども、モニターでもいいから、やってみると私はいいと思いますよ。これだけの体育館、あれ使わなきゃいけないと思いますね。本来だってあれだけの立派な体育館であれば本当にいい価値観があそこで生まれてくると思うし、今度夏の合宿につながる可能性だってあるじゃないですか。せっかくあるいい国体という最大のイベントを有効活用することって私大事だと思います。市長もそれでそういう話を今されたんだと思いますしね、だからこういうのを大事にしなきゃいけないと思うんです。いかがでしょう、課長。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） せっかくつくった施設でございますので、広くたくさんの方から御利用いただきたいと

いう思いは私も同じでございます。

〔何事か言う者あり〕

○生涯学習課長（山本 毅） 委員さんと同じです。そういう意味でちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これは、妙高市の価値観を上げる、国体持つてくることってすごく大変だと思うんですよ、正直言って。でも、それを入村市長も決断した、私はすごく評価できると思うんです。だったらちゃんと成功させなきゃいけない。それで、もっとPRするということが私本当重要だと思う。その中で今回のそういうせっかくなかったもの、それをしっかりと利用していくことをやっぱり期待するところでございます。

次に、国体のPR方法というところでちょっと二、三点あるんですけども、我々のところに委嘱状というんだっけ、賞状みたいなのもらった。委嘱状いただきました。ありがとうございます。あれいただいて非常に一生懸命我々も何か参加したような気分になっているんですけども、その中においてあの封筒を見たら、てっきり国体のPRの中のマスコットというのは私ミヨーコーさんだと思ったんです。ミヨーコーさんじゃなくてレルヒさんだよ、あれね。どう考えたって、どこ行ったってレルヒさんという上越市と間違えられる可能性があると思うんですよ。我々が場所だけ請け負ってやっているような感じ。ぜひ私はあそこは、幾ら県の事業だといえども、妙高市に持ってきて妙高市でやるんだから、妙高市のあのミヨーコーさんが出てこなくてどうするんですかと私は思うんですよ。せめて、レルヒだけが出ているんじゃなく、その横にミヨーコーさんがいるぐらいのPRがないと、あれじゃどう考えたって妙高市でやっているというような雰囲気じゃないと思うんだよね。その辺どのようにお考えでしょう。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今回の国体については、やはり妙高市ばかりではなくて、県全体の魅力も発信していくということもありまして、かつてスキー100周年、日本のスキー発祥100周年の際に、マスコットキャラクターとして誕生したレルヒさんを今回の国体のマスコットキャラクターにすることが決定されたということでございますので、そういうことでございますので、活用していかなければいけないというふうに思っていますし、これまでもいろんなイベント等で国体のPRをしているんですけども、その際には市内で行われるそういうPRイベントとしては、ミヨーコーさんも登場させてPRを図っているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 私は何らかのミヨーコーさんを、子供じみた話かもしれないけど、PRすべきだと思うんですよ、せっかくだから。だって、今何かよくわからないけど、何キャラクターというんですか、ああいうマスコット……

〔「ゆるキャラ」と呼ぶ者あり〕

○宮澤委員（宮澤一照） ゆるキャラか。だんだんちょっと衰退してきているけど、しかし、レルヒさんというけれども、せめてほんのちょこっとでもいいから、ミヨーコーさんが出て、そうすると、ああ、妙高でやったんだなと私は思うんですよ。どうしても我々やっぱりそう思うところあるんだよね。例えば開会式だってあのミヨーコーさんが2つあるんだから、開会式ちゃんとミヨーコーさんが出ているような感じをとるとか、やっぱりある程度PRしていくということが私すごく大事だと思うんですよ。どんなパンフレットにもミヨーコーさんというのを載っけていくことによって、あのミヨーコーさんが引き立ってくると思うし、やっぱりそういうのを大事にすることが妙高市の発展につながると思うんですけど、市長、どう思われますか。

○副委員長（阿部幸夫） 入村市長。

○市長（入村 明） おっしゃることの意味がよくわかりますし、例えば今レルヒさん、統一キャラですけど、あの使
方で妙高の演出も可能ですから、その辺許される範囲の中で検討したいと思います。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ぜひ本当にその範囲というか、ある程度許してもらうぐらいの努力していただいて、やっぱ
りやっていただきたいと思います。それと同時に、この2月1日にオープンする観光案内所ができるんだから、そ
うしたらこの観光案内所にだっぴつとミョーコーさんもレルヒさんもいるようなことを考えると、そしてPR
していくということ大事だと思いますよ。今は、だんだん、だんだんゆるキャラのイメージがなくなったから、せ
っかくつくったミョーコーさんも2つあるんだから、それがだんだん、だんだんなくなっていくような雰囲気をと
るんじゃなくて、今こそ活躍してもらわなきゃいけない。ちょうど今だからこそ活躍できる場所だと思います
で、国体もそうですし、そのPR方法としてやっぱり今有効活用するように努力していただきたいと思いますが、
最後にもう一度生涯学習課長、いかがでしょう。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） おっしゃるようにまだ今後本番を迎えるまでには時間もございますので、今後の国体の
PRに際しては、ぜひミョーコーさんも活用していきたいと思いますし、先ほど委員からお話がありましたけど
も、国体の表彰式ですとか、開始式ですとか、あるいは各会場で行われる競技別の催し等の際にはぜひミョーコー
さんを出発させるように計画しておりますので、そんな対応をしていきたいというふうに思います。

○副委員長（阿部幸夫） 委員長、交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（宮澤一照） どうもありがとうございました。

以上で通告のありました所管事務調査が全て終了しました。

これにて所管事務調査を終わります。

○委員長（宮澤一照） 以上で本日予定されておりました日程が全て終了しましたので、これをもちまして総務文教委
員会を散会します。どうも御苦労さまでした。

散会 午後 2時10分